

(仮称) 第4次八千代市子ども読書活動推進計画 (素案)



八千代市イメージキャラクター「やっち」

令和7年 月



八千代市教育委員会

目 次

◇本編

第1章 計画の策定

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の対象 2
- 4 計画期間 2
- 5 計画の効果的な推進のための体制 3
- 6 持続可能な開発目標（SDGs）への取組 4

第2章 現状と課題

- 1 子どもの読書活動を取り巻く状況 5
- 2 第3次計画の成果と課題 7

第3章 計画推進の方策

- 1 基本方針 12
- 2 子ども読書活動推進のための取組 13

◇資料編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月） 28
- 2 発達段階ごとの特徴 31

第1章 計画の策定

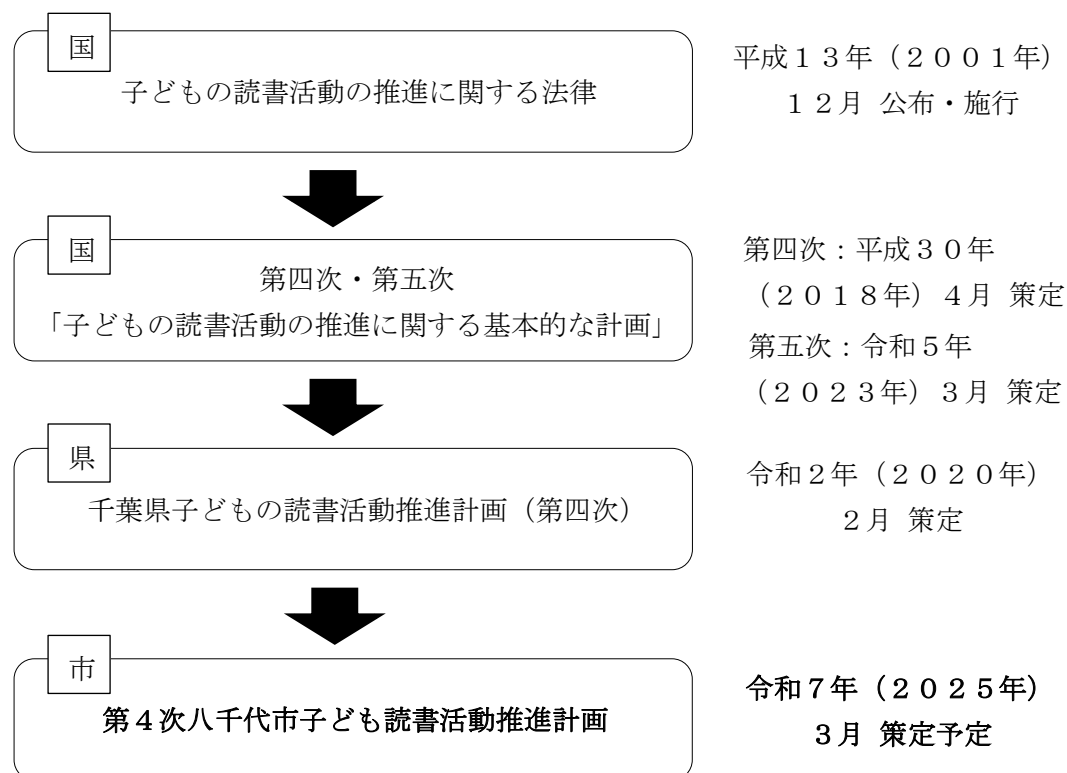
1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国では平成12年（2000年）を「子ども読書年」と定め、平成13年（2001年）12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、この法律の施行を受けて、平成24年（2012年）3月に「八千代市子ども読書活動推進計画」を、令和4年（2022年）3月には「第3次八千代市子ども読書活動推進計画」（以下、「第3次計画」とする）を策定し、「子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実」「家庭・地域・学校等が一体となった読書活動推進体制の充実」「子ども読書活動推進の意義の普及・啓発」の3つの基本方針を基に、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指し、必要な施策・事業を推進してきました。

この度、第3次計画の計画期間が令和6年（2024年）度で終了することから、その基本方針を継承し、子どもの読書活動の更なる推進を図るため、「第4次八千代市子ども読書活動推進計画」を策定します。

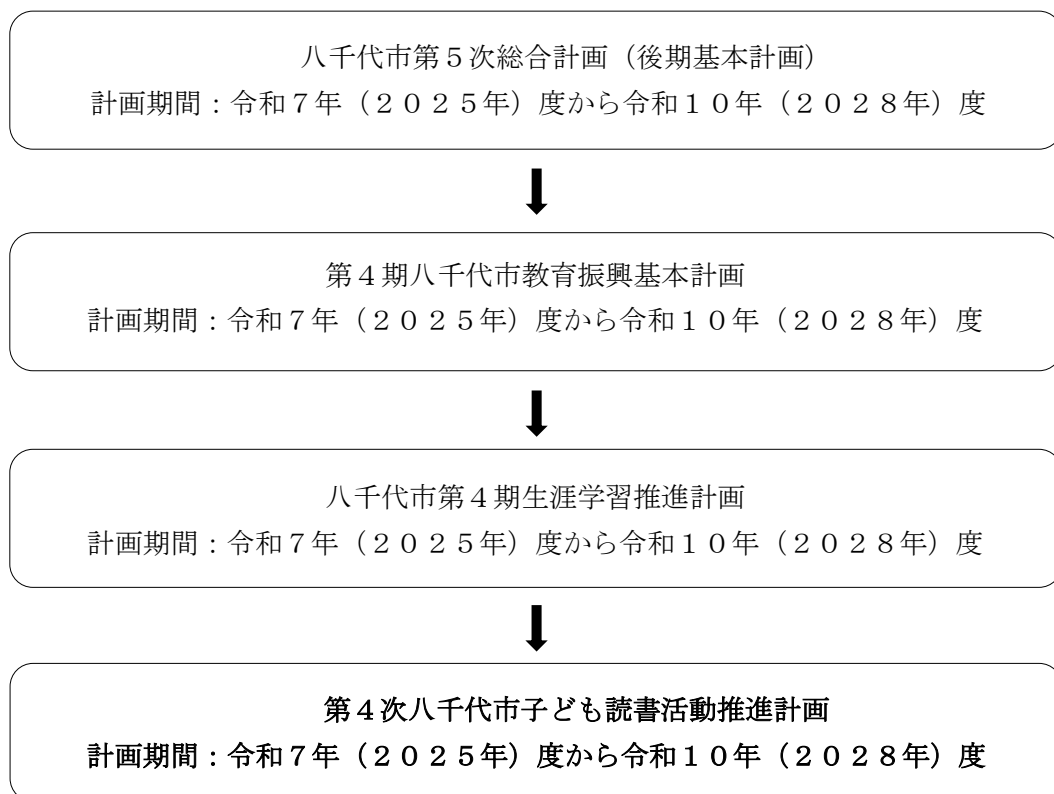
【計画の性格】



2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するために定めた第4次の計画です。

本市の長期施策を策定した「八千代市第5次総合計画」、教育の基本目標及び施策の方向性等を示す「第4期八千代市教育振興基本計画」、生涯学習の分野における個別計画としての「八千代市第4期生涯学習推進計画」の下に位置づけられます。



3 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとその保護者等とします。

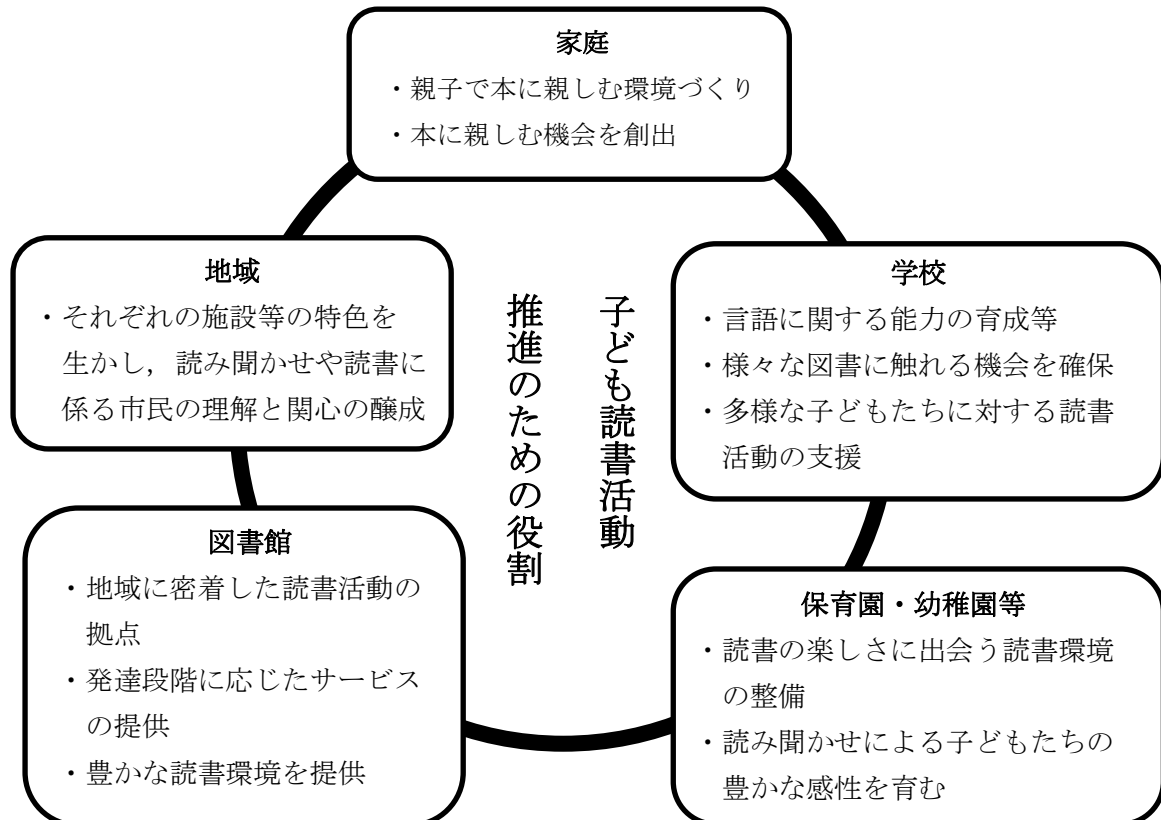
4 計画期間

本計画は、令和7年（2025年）度から令和10年（2028年）度までの4年間とします。

5 計画の効果的な推進のための体制

本計画を実効性のあるものとするため、関係機関や施設の連携を図るとともに、地域の民間団体等との連携をさらに深め、取組の効果的な推進を図ります。

本計画の進捗状況や実績等を定期的に確認し、必要に応じて、取り組み状況を「八千代市図書館協議会」に報告して意見を求めるなど、引き続き円滑な計画の推進を図ります。



6 持続可能な開発目標（SDG s）への取組

平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたSDG s（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標です。このSDG sは、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々や人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けて全ての人々がSDG sを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本市においては、まちづくりの基本目標となる将来都市像に『人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ』を掲げる「八千代市第5次総合計画（後期基本計画）」の中で、SDG sの理念を踏まえた施策の展開を図っています。

本計画においても、SDG sの17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献することを目指し、全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、子どもの読書活動推進に向けて司書、保育士、教職員等とともにボランティアグループとの連携・協働に取り組めます。

4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに 子どもの発達段階に応じて本が利用できるように、また図書館の利用に障害のある子どもにも利用できる本の収集に努めることにより、子どもの読書環境の整備に取り組めます。
16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に 子どもたちの年代や生活環境を問わず、必要としている情報へのアクセスを確保し、学習の拠点として図書館が利用できるよう支援します。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 子どもの読書活動推進に向けて、司書、保育士、教職員等とともにボランティアグループとの連携・協働に取り組めます。

第2章 現状と課題

1 子どもの読書活動を取り巻く状況

(1) 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定

令和5年（2023年）3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」においては、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本方針を掲げています。また、国・都道府県・市町村は、様々な機関と連携して全ての子どもが読書活動の恩恵を受けられるよう、読書活動を推進することとしています。

(2) 「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」策定

令和2年（2020年）2月に千葉県は、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を策定しました。この計画では、①発達段階別アプローチ、②環境整備・連携の2つを特色として掲げ、具体的な取り組み事例をあげて明確にしています。新たな取り組みとして、セカンドブック事業、タブレット端末・インターネット活用、電子図書館を利用した読書、読みやすさやバリアフリーに配慮した環境整備（読書バリアフリー）、ビブリオバトル大会、地域の課題に応じた研修会の実施等を掲げています。

(3) 学校図書館法の改正

平成26年（2014年）6月に「学校図書館法」は改正され、学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならないと規定されたことから、翌年4月より各学校への学校司書の配置が進められました。その後、平成28年（2016年）11月「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」により、学校図書館の整備・充実化、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラムが提示されました。

平成29年（2017年）4月に「学校図書館図書整備等5か年計画」が始まり、学校図書館の計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置等の環境整備が求められています。

(4) 学習指導要領等の改訂

平成29年（2017年）に「幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校及び中学校学習指導要領」「保育所保育指針」、平成30年（2018年）に「高等学校学習指導要領」が改訂され、小学校、中学校及び高等学校では、言語能力の育成を図るために、必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつ

つ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実させることと提示されています。併せて、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもの自主的及び自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、幼稚園、保育所、認定こども園において、引き続き、乳幼児が絵本や物語等に親しむこと、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことと規定しています。

(5) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年法律第49号）」が令和元年（2019年）6月に施行されました。障害の有無にかかわらず、全ての国民が読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を等しく享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することが求められています。

(6) 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」の公表

令和3年（2021年）3月、国立青少年教育振興機構青少年教育研究センターは、子どもの頃の読み聞かせや読書活動の実態、読書活動が大人になった現在の意識・非認知能力に与える影響、それに読書活動を形成する要因を検証するために行った、インターネット調査の結果を公表しました。

調査結果のポイントとして、①子どもの頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力と認知機能が高い傾向がある、②興味・関心にあわせた読書経験が多い人ほど、小中高を通した読書量が多い傾向にある、③年代に関係なく、本（紙媒体）を読まない人が増えている、④一方で、スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスを使った読書は増えている、⑤読書のツールに関係なく、読書している人はしていない人よりも意識・非認知能力が高い傾向があるが、本（紙媒体）で読書している人の意識・非認知能力は最も高い傾向がある、の5つがあげられています。

2 第3次計画の成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣の形成には生活の基盤となる家庭の役割が重要になります。保護者に対しての取組として、まちづくりふれあい講座「ザガズー広場」を開催し、保護者に子どもへの読み聞かせの大切さや読書の重要性を伝えました。

また、乳幼児の親子への取り組みとして、赤ちゃんとも保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとなるよう、絵本をおくるブックスタート事業を実施し、令和4年（2022年）度から令和5年（2023年）度の2年間で1,724人に絵本の配布を行いました。「ブックスタート事業に関するアンケート調査」では、ブックスタート絵本を受け取った後、「絵本に興味を持つようになった」「子どもと絵本を介した楽しい時間を持つようになった」「図書館から絵本を借りるようになった」との回答があり、ブックスタートをきっかけに保護者が絵本に興味を持つようになったことが窺えます。

読書環境の充実（第3次計画の取組 No.1）

児童書の貸出冊数	令和4年度	令和5年度	目標値（令和6年度）
冊数	380,925冊	359,216冊	447,000冊

【課題】

「読書が好き」という子どもたちを増やしていくために、保護者に対して家庭での読み聞かせを今後も推進していく必要があります。子どもたちが読書に親しむきっかけを作ることや、読書活動の習慣化に繋がるよう支援していくことが必要です。

(2) 地域における読書活動の推進

公民館では、9館のうち2館に図書室があるほか、公民館の主催事業として、主に子どもを対象とした事業やカリキュラムのひとつに読み聞かせを取り入れて実施しました。

また、子ども支援センターすてっぷ21と公立保育園に併設した地域子育て支援センターでは、親子で安心して遊べる場の提供として「遊びと交流の広場」を提供し、わらべうたや手遊びの紹介、絵本の読み聞かせを実施しました。

さらに、学童保育所では、日常的に読書ができるように図書コーナーを設け読書環境の整備に努め、放課後子ども教室では定期的におはなし会の開催や絵本の読み聞かせ等を実施しました。

学童保育所等における読書活動の推進（第3次計画の取組 No.6）

市内各学童での読み聞かせの実施	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
実施状況	100%	100%	100%

文庫等における図書の貸出と本の読み聞かせ（第3次計画の取組 No.7）

読み聞かせサークル等の登録団体数	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
団体数	21団体	15団体	30団体

【課題】

地域で読書活動を行っている読み聞かせサークル・文庫等については、コロナ禍による活動の縮小や、構成員の高齢化などによって活動困難となった団体もあると思われます。第3次計画以前の水準（目標値）に戻すことを目標に支援していく必要があります。

(3) 図書館における読書活動の推進

八千代市には、中央図書館、大和田図書館、八千代台図書館、勝田台図書館、緑が丘図書館の5つの図書館があります。第3次計画策定時の令和3年（2021年）度末時点と令和5年（2023年）度末時点を比較すると、5館での児童書の蔵書冊数は164,227冊から170,753冊と6,526冊増加しました。年間の児童書の貸出冊数は384,804冊から359,216冊と25,588冊の減少、0～18歳の登録者数は14,305人から13,326人と979人の減少となりました。

団体貸出の充実（第3次計画の取組 No.14）

団体貸出冊数	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
冊数	17,642冊	17,119冊	20,000冊

【課題】

令和2年（2020年）度はコロナ禍による休館や外出控えもあり、個人の貸出冊数は落ちましたが、団体貸出は保育園・幼稚園・学童保育所の利用が伸びました。コロナ禍前は15,000冊程度で推移していましたが、令和2年度は18,327冊の貸出があり、令和3年度は18,969冊と最も多く貸出がありました。コロナ禍

が落ち着いた令和5年度では利用が控えられている傾向が見られます。子どもたちが一日の多くの時間を過ごす場所に多くの本を提供することにより、本との出会いの機会を増やせるよう連携を強化していく必要があります。

また、八千代市の図書館の0～18歳の登録者数は、年々減少傾向にあります。令和3年度と令和5年度の0～18歳の登録者数の内訳をみると、0～6歳の登録者数は1,260人から1,279人と19人増加していますが、7～18歳の登録者数は998人の減少となっています。

小学校から中学校、中学校から高等学校等へ進学するにつれて読書から離れてしまう傾向にあり、特にティーンズ世代における読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。

(4) 保育園・幼稚園等における読書活動の推進

保育園では、保育の中で年齢や発達段階にあった絵本の提供や、季節や日本の行事に合う絵本の紹介をしました。また、絵本コーナーの置き方も工夫して年齢や興味に合った絵本を手に取りやすくしたほか、年齢に合った絵本の読み聞かせ等行いました。保護者に対しては園だよりやクラスだより、保育参観、懇談会等で家庭での読み聞かせの大切さを伝えました。

職員への研修（第3次計画の取組 No.25）

園内や外部の絵本や読み聞かせ等に係る研修	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
開催数	年間3回	年間3回	年間3回

【課題】

日々の保育活動において、今後も図書の情報提供等を積極的に取り組む必要があります。また、子どもたちが読書の楽しさを知ることができるよう、継続的な読み聞かせや、その子にあった図書が身近に手に取れる環境が必要です。

(5) 学校における読書活動の推進

学校の図書館においては、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」を目途に、蔵書を点検し、傷んだ又は情報が古くなった図書を廃棄するとともに、新たな図書を整備し、蔵書を刷新しました。小学校19校、中学校10校、義務教育学校1校の計30校うち、各学校の学級数に応じた標準的蔵書冊数を満たす学校図書館は23校で

した。(令和5年(2023年)3月末時点)。

また、教育課程内に朝の読書や一斉読書を位置づけ、各学校で実施しました。

各学校の学校司書が中心となって学校図書館オリエンテーションを進めたことによって、より読書に親しもうとする児童・生徒の育成を進めることができました。

読書時間の充実(第3次計画の取組 No.27)

学校図書館オリエンテーションの充実	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
実施校割合	100%	100%	100%

図書館活用の推進(第3次計画の取組 No.28)

1月当たりの学校司書勤務時の平均利用者数	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
人数	549人/月	591人/月	600人/月

学校図書館の蔵書の充実(第3次計画の取組 No.30)

学校図書館図書標準で定める冊数以上を蔵書する学校の数	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
学校数	23校/30校	23校/30校	26校/30校

学校司書研修会の開催(第3次計画の取組 No.32)

研修会の実施	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
開催数	3回	3回	6回 (希望研修含む)

【課題】

朝の読書や一斉読書などの読書時間を確保し、今後も継続していくことが必要です。

また、児童・生徒が読書に興味を持つよう、年齢や個々の興味に応じた読書活動を促すための働きかけが必要です。

そして、学校図書館が有している「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能の実践と、内容のさらなる充実に努める必要があります。

(6) 子ども読書活動を推進するための啓発・広報

図書館等での「子ども読書の日」のポスター掲示や「子ども読書週間」における図書館での読書に関連したイベントの実施、読書に関連するイベント等の情報の広報やちよ等への掲載等を行い子どもの読書活動を推進するための啓発・広報に努めました。

【課題】

子どもの読書活動を推進していくため、家庭・地域・図書館・学校・関係機関等が連携して、子どもが身近に本を手にすることができる環境の整備をさらに進めていく必要があります。

第3章 計画推進の方策

1 基本方針

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実
個々の興味、感性に合うすばらしい本と出会い、本の楽しさを発見する機会を提供し、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、読書環境の整備・充実を図っていきます。
- (2) 家庭・地域・学校等が一体となった読書活動推進体制の充実
子どもの自主的な読書活動を推進するため、図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関等がこれまで以上に連携、協力し、地域社会全体で子どもの読書活動推進を支えていきます。
- (3) 子ども読書活動推進の意義の普及・啓発
子どもの読書活動を支え、読書習慣に結び付けるために、子どもと関わる大人が、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう普及や啓発に努めます。

「第4次 八千代市子ども読書活動推進計画」の体系

3つの基本方針 (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実 (2) 家庭・地域・学校等が一体となった読書活動推進体制の充実 (3) 子ども読書活動推進の意義の普及・啓発	6つの子ども読書活動推進のための取組 (1) 家庭における読書活動の推進 (2) 地域における読書活動の推進 (3) 図書館における読書活動の推進 (4) 保育園・幼稚園等における読書活動の推進 (5) 学校における読書活動の推進 (6) 子ども読書活動を推進するための啓発・広報	個別取組
---	---	-----------------

2 子ども読書活動推進のための取組

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されます。そのため、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たせるよう支援します。

家庭で子どもに絵本を読み聞かせたり、子どもと一緒に本を読んだり、地域の図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。

こうした家庭における読書活動を促すため、3つの事業に取り組んでいきます。

【継続】

No. 1	具体的な取組	読書環境の充実
具体的な取組の概要		推進部署
家庭での読み聞かせや読書を支援するため、図書館の絵本や児童書の充実を図り、家庭における図書館の本の利用に繋がります。また、館内の雰囲気づくり等来館しやすい環境の整備を行い、図書館の利用を促進します。		図書館

■指標

内容	現況値（R 5 年度末）	目標値（R 1 0 年度末）
児童書の貸出冊数	359,216 冊	511,000 冊

【継続】

No. 2	具体的な取組	ブックスタート事業の実施
具体的な取組の概要		推進部署
八千代市在住のすべての赤ちゃんに絵本を贈る「ブックスタート事業」を実施し、乳児期から家庭での絵本を介した親子の言葉かけやスキンシップの大切さを伝えます。		図書館

【継続】

No. 3	具体的な取組	講座等での啓発
具体的な取組の概要		推進部署
まちづくりふれあい講座「ザガズー広場」等を開催し、保護者に子どもへの読み聞かせの大切さや読書の重要性を伝えていきます。		生涯学習振興課

■指標

内容	現況値（R 5 年度末）	目標値（R 1 0 年度末）
まちづくりふれあい講座「ザガズー広場」の年間延べ人数	—	180 人

(2) 地域における読書活動の推進

地域は、家庭や図書館、学校や保育園・幼稚園等以外で子どもたちが過ごす場です。生涯学習施設である公民館や子育て支援施設である子ども支援センター、地域子育て支援センター、学童保育所等があります。各施設で実施されている様々な活動により、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げるよう支援します。

また、家庭・地域文庫や読み聞かせ活動等の団体も様々な活動に取り組み、大きな力を発揮しています。

地域における読書活動を充実していくため、子どもの自主的な読書活動を支援し、読書環境を豊かにする活動を推進する、4つの事業に取り組んでいきます。

【継続】

No. 4	具体的な取組	公民館における読書活動の推進	
具体的な取組の概要			推進部署
公民館では、子どもや保護者を対象に、本の読み聞かせやわらべうた等を主催講座の中に取り入れ、子どもの読書活動の推進に努めます。			公民館

【継続】

No. 5	具体的な取組	地域子育て支援センター等における読書活動の推進	
具体的な取組の概要			推進部署
子ども支援センターすてっぷ2 1 2 か所、市内公立保育園に併設した地域子育て支援センター3 か所の遊びと交流の広場で、定期的にわらべうた遊びを行ったり、絵本の紹介を兼ねて読み聞かせをし、子育てにおいて絵本の読み聞かせ等の大切さを伝えていきます。			子ども保育課 子育て支援課

【継続】

No. 6	具体的な取組	学童保育所等における読書活動の推進
具体的な取組の概要		推進部署
日常的に子どもが自由に読書できるように児童書コーナーを設け、読書環境の整備に努めます。また、職員やボランティアによるおはなし会の開催や絵本の読み聞かせ等を行います。		子育て支援課

■指標

内容	現況値（R 5 年度末）	目標値（R 1 0 年度末）
市内各学童保育所等での読み聞かせの実施	91%	100%

【継続】

No. 7	具体的な取組	文庫等における図書の貸出と本の読み聞かせ
具体的な取組の概要		推進部署
子どもたちが、身近に親しい雰囲気の中で本に接することができる家庭・地域文庫等では、読み聞かせや図書の貸出しを行っています。その活動を促進していくように、ボランティアへ向けた資料や情報の提供や運営相談に応じるなど、活動への支援に努めます。		図書館

■指標

内容	現況値（R 5 年度末）	目標値（R 1 0 年度末）
読み聞かせサークル等の登録団体数	15 団体	25 団体

(3) 図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむ機会を得ることができる場です。子どもが多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育み、知りたいことを自主的に調べることで自ら学び考える機会を提供できるよう取り組みます。

また、保護者にとっても子どもと一緒に本を選んだり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができる場所です。そのため、図書館では、子どもや保護者を対象にしたおはなし会、講座、展示等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

図書館における子どもの読書活動の推進のため、4つの新規事業を含む20の事業に取り組んでいきます。

【継続】

No. 8	具体的な取組	図書館資料やサービスの充実
具体的な取組の概要		推進部署
絵本や物語、調べ学習に役立つ本等魅力ある蔵書の充実を図り、乳幼児、児童、生徒の発達段階に添った資料やサービスの提供に努めます。		図書館

【継続】

No. 9	具体的な取組	おはなし会やイベントの充実
具体的な取組の概要		推進部署
本やおはなしの世界に親しみ、本の楽しさを知ってもらうため、対象に合わせた絵本の読み聞かせや本の紹介等のおはなし会や映画会、工作等のイベントを行い、図書館に親しむ機会を提供します。		図書館

【継続】

No. 10	具体的な取組	調べ学習の支援
具体的な取組の概要		推進部署
図書館の資料を活用し、子どもが自ら調べ学ぶことができるよう支援します。また、「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを行い、学校と連携してコンクールへの参加促進に努めます。		図書館 指導課 学校

【継続】

No. 11	具体的な取組	親子で来館しやすい環境の整備
具体的な取組の概要		推進部署
子育てコーナーの設置等，乳児期から親子で来館しやすい環境の整備に努めます。また，図書館ホームページを活用し，イベント情報等を発信し，親子で図書館に親しむ機会の提供に努めます。		図書館

【継続】

No. 12	具体的な取組	ティーンズサービスの充実
具体的な取組の概要		推進部署
興味や関心，要求等が多様化するティーンズ世代のための資料を積極的に収集・提供します。ティーンズコーナーを充実し，図書館ホームページ上のティーンズのページでも情報を発信して，ティーンズ世代の図書館利用推進に努めます。また，ティーンズ世代に図書館に親しみを持ってもらえるよう，おすすめの本やイラストを投稿してもらい，ティーンズコーナーに掲示・展示する等，コミュニケーションの場の提供に努めます。		図書館

【継続】

No. 13	具体的な取組	ブックリストの発行
具体的な取組の概要		推進部署
子どもの発達段階に添ったブックリストの作成や見直しを行い，子どもの興味を促すような図書の紹介に努めます。また，保護者に対し，子どもと本との出会いの機会を取り入れてもらうためにブックリストを積極的に配布し啓発に努めます。		図書館

【継続】

No. 14	具体的な取組	団体貸出の充実
具体的な取組の概要		推進部署
保育園や学校，子どもの読書に関わる活動をしている団体等に対して，図書館資料の貸出しや本の選び方や子どもの読書活動に役立つ情報提供等の支援を行います。		図書館

■指標

内容	現況値（R 5 年度末）	目標値（R 1 0 年度末）
団体貸出冊数	17, 119 冊	20, 000 冊

【継続】

No. 15	具体的な取組	学校等との連携
具体的な取組の概要		推進部署
児童・生徒の図書館職場体験や図書館見学を受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しさを知ってもらい、図書館に行くきっかけづくりを支援します。さらに、児童・生徒の調べ学習等で学校と情報交換を図り、図書館を有効に活用できるように努めます。また、保育園等と連携し、来館した園児へのおはなし会や本の紹介を行います。		図書館

【継続】

No. 16	具体的な取組	障害のある子どもに配慮したサービスの充実
具体的な取組の概要		推進部署
障害のある子どもが利用しやすい図書や録音資料、布の絵本、電子書籍等の提供や紹介を行うとともに、宅配サービスを実施し、利用の促進に努めます。また、点字図書館等全国の図書館との相互貸借を活用していきます。		図書館

【継続】

No. 17	具体的な取組	司書の適切な配置と研修の充実
具体的な取組の概要		推進部署
児童図書に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識を持ち、子どもや保護者等に本の案内や助言を行うために、専門的知識・技術を習得するための研修への積極的な参加を図ります。		図書館

【継続】

No. 18	具体的な取組	人材の育成と活用
具体的な取組の概要		推進部署
地域・保育園・学校等における子どもの読書活動を推進するため、活動の場等に関する情報提供や職員及びボランティアの養成のための研修体制を整備し、子どもの読書活動推進の担い手の輪を広げていきます。		図書館

【継続】

No. 19	具体的な取組	図書館利用案内の配布・活用
具体的な取組の概要		推進部署
子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等，図書館以外の場所に図書館の利用案内やブックリストを配置し，図書館を利用していない方への周知に努めます。		図書館

【継続】

No. 20	具体的な取組	子どもの活動の支援
具体的な取組の概要		推進部署
中高生による図書館での絵本の読み聞かせの実演やポップ作成など，子どもの図書館での活動を支援し，子どもの図書館や読書への理解を促進します。また，図書館の業務全般を知るための研修や講座を行い，受講した児童や生徒を「子ども司書」として認定していきます。		図書館

【継続】

No. 21	具体的な取組	学習室や学習スペースを活用した図書館利用の促進
具体的な取組の概要		推進部署
図書館の学習室に図書館の魅力を紹介する掲示をする等，学習のみを目的に来館した中高生等を図書館利用に結びつける取組を実施します。		図書館

【継続】

No. 22	具体的な取組	図書館情報の発信
具体的な取組の概要		推進部署
読書や図書館への関心を高めるため，本や図書館の魅力，情報を発信する手段として，図書館ホームページや SNS を活用していきます。		図書館

【継続】

No. 23	具体的な取組	市内小学校を対象とした図書館利用登録の促進
具体的な取組の概要		推進部署
図書館の利用登録を推進するため，学校を通じて小学生を対象に，利用登録について周知していきます。		図書館

【新規】

No24	具体的な取組	図書館展示の充実
具体的な取組の概要		推進部署
子ども向け図書の展示を，子どもや保護者への読書に対する関心と理解につながるよう定期的に行います。		図書館

【新規】

No. 25	具体的な取組	読書手帳の配布
具体的な取組の概要		推進部署
読んだ本を記録することにより，本を読むことに達成感を感じることによって読書意欲が向上することを目指し，読書手帳を配付します。		図書館

【新規】

No. 26	具体的な取組	外国語と多文化に親しむ図書の充実
具体的な取組の概要		推進部署
日本語を母語としない子どもが読書に親しむことができ，日本の子どもも多様な文化に触れる事ができるよう，中央図書館で外国語図書等の収集に努めます。		図書館

【新規】

No. 27	具体的な取組	電子図書館の活用
具体的な取組の概要		推進部署
情報のデジタル化などの社会変化を踏まえ，子ども向けの電子書籍を揃えて，電子図書館の整備を進めます。		図書館

(4) 保育園・幼稚園等における読書活動の推進

保育園や幼稚園等は、乳幼児にとって初めて集団生活を体験し、1日の中で長い時間を過ごす場であり、同年齢の子どもたちが読書の楽しさを共有することができます。

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、保育士や幼稚園教諭が中心になり、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

乳幼児が読書の楽しさを知り、日常的に本とつながり、絵本や物語に親しめるよう取り組みます。また保護者に対し、家庭での読み聞かせや絵本を通しての子育ての楽しさを伝えていきます。

こうした保育園・幼稚園等における読書活動を促すため、2つの事業に取り組んでいきます。

【継続】

No. 28	具体的な取組	保育園・幼稚園等における絵本に親しめる環境づくりの充実
具体的な取組の概要		推進部署
子どもの豊かな感性を育むために、子どもたちの心に響く読み聞かせの機会を増やし、よい絵本と出会う環境の充実を図ります。また、保育園・幼稚園等の絵本コーナーでは発達段階に合わせた絵本の紹介や園だより等を活用し、保護者に対して家庭で読み聞かせの大切さや絵本を通しての子育ての楽しさを伝えるよう努めます。		子ども保育課 子育て支援課

【継続】

No. 29	具体的な取組	職員への研修
具体的な取組の概要		推進部署
乳幼児に関わる職員を対象に絵本に対する知識を深め、読み聞かせの技術を向上するため、講習や研修を行います。		子ども保育課 子育て支援課

■指標

内容	現況値（R 5 年度末）	目標値（R 1 0 年度末）
園内や外部の絵本や読み聞かせ等にかかる研修	年間 3 回	年間 3 回

(5) 学校における読書活動の推進

学校は、子どもが本と親しみ、生涯にわたって読書を継続していく習慣を身に付けることができる場です。読書習慣を身に付けさせるためには、小学校段階からの継続した読書指導が大切であり、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた子どもの自主的・意欲的な学習活動や、読書活動を支援します。特に小学生期は基礎的な読書能力が形成され、読書習慣が身につく時期です。そして中学生期は目的をもって読書活動をし、知識や考えを深めていける時期です。読書活動や調べ学習を通し、生涯を通じて幅広く読書を楽しみ、自ら学び続ける姿勢を身につけられるよう、学校図書館を軸にした読書活動の推進に努めます。

家庭・地域・図書館・関係機関との連携を図りながら、学校における読書活動を推進するため、10の事業に取り組んでいきます。

【継続】

No. 30	具体的な取組	各学校における魅力ある読書活動の推進
具体的な取組の概要		推進部署
司書教諭を中心に各学校の特色や地域、児童・生徒の実態に即した読書活動を推進し、その充実に努めます。		指導課 学校

【継続】

No. 31	具体的な取組	読書時間の充実
具体的な取組の概要		推進部署
各学校で朝の読書や一斉に読書に取り組む活動を実施し、読書時間の充実に努めます。また、各校で作成した「学校図書館年間計画」を活用し、教育課程に位置づけた計画的な活用に努めます。		指導課 学校 図書館

■指標

内容	現況値（R 5年度末）	目標値（R 10年度末）
学校図書館オリエンテーションの充実（実施校の割合）	100%	100%

【継続】

No. 32	具体的な取組	図書館活用の推進
具体的な取組の概要		推進部署
研修を通じて、職員の意識の高揚を図るとともに、各教科、領域において、積極的に調べ学習を取り入れ、学校図書館、(市立)図書館の利用を促進します。		指導課 学校 図書館

■指標

内容	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R 1 0 年度末)
図書館活用の推進 (1 月あたりの学校司書勤務時の平均利用者数)	591 人/月	650 人/月

【継続】

No. 33	具体的な取組	多様な子どもたちの読書活動の推進
具体的な取組の概要		推進部署
特別な教育的支援を必要とする子ども、日本語指導を必要とする子ども、特異な才能のある子ども等、多様な子どもたちが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の子どもに合わせた図書・教材や指導・支援を工夫しながら、読書活動の推進に努めます。		指導課 学校

【継続】

No. 34	具体的な取組	学校図書館の蔵書の充実
具体的な取組の概要		推進部署
毎年度計画的に子どもたちの知的好奇心を満たす魅力的な図書並びに各教科及び領域での調べ学習に必要な図書の充実に努めます。		教育総務課 指導課 学校

■指標

内容	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R 1 0 年度末)
学校図書館図書標準で定める冊数以上を蔵書する学校の数	23 校/30 校	26 校/31 校

【継続】

No. 35	具体的な取組	学校図書館担当教諭及び司書教諭の研修の充実と学校図書館運営の充実
具体的な取組の概要		推進部署
学校に配置されている図書館担当教諭及び司書教諭の研修を実施し、資質及び実践的能力の向上を図ります。また、「図書主任と学校司書のための学校図書館運営マニュアル」の活用をすすめ、学校図書館運営にかかわる教職員の効果的な連携による運営の充実に努めます。		指導課 学校

【継続】

No. 36	具体的な取組	学校司書研修会の開催
具体的な取組の概要		推進部署
学校司書が各学校で活動する際に必要な読書指導に関する基本的な知識や、学校図書館業務に関することについての研修を行います。研修の成果を「学校司書実践のまとめ」として作成し、特色ある取組の情報共有を行います。		指導課 学校

■指標

内容	現況値（R 5 年度末）	目標値（R 1 0 年度末）
研修会の実施	3 回	3 回

【継続】

No. 37	具体的な取組	学校図書館ボランティアの活用
具体的な取組の概要		推進部署
学校図書館を活性化し、利用を促進するために、保護者や地域の人を本と子どもの橋渡し役となる「学校図書館ボランティア」として活用していきます。		指導課 学校

【継続】

No. 38	具体的な取組	関係機関との連携
具体的な取組の概要		推進部署
小中義務教育学校図書館担当教諭と、公共図書館職員との情報交換を行い、児童・生徒の読書環境の整備に努めます。		指導課 学校 図書館

【継続】

No. 39	具体的な取組	学校図書館における 3 つの機能の実践と内容の充実
具体的な取組の概要		推進部署
学校図書館は読書活動の拠点となる「読書センター」としての機能と、学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能も有しています。そのために、それぞれの機能の実践と内容の充実に努めます。		指導課

(6) 子ども読書活動を推進するための啓発・広報

子どもの読書活動を推進するためには、身近な大人が読書活動の意義について理解を深め、推進する気運を高めることが重要です。

社会全体が読書に関心を持ち、子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を支えていくために、「子ども読書の日」などの啓発をします。また様々な機会を利用して、家庭・地域・図書館・関係機関が連携して取り組み、市民への子どもの読書活動の意義や優れた取組についての幅広い広報を行っていきます。

読書活動推進のための啓発や広報活動を着実に行うため、3つの事業に取り組んでいきます。

【継続】

No. 40	具体的な取組	「子ども読書の日」等における啓発
具体的な取組の概要		推進部署
4月23日「子ども読書の日」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた日です。そのため子どもや保護者に子どもの読書活動の重要性や読書の楽しさを周知する行事等を、図書館をはじめ関係機関で実施します。		図書館 関係機関

【継続】

No. 41	具体的な取組	広報紙・ホームページ等による情報の発信
具体的な取組の概要		推進部署
地域や図書館・公民館・学校等における読書に関する取組みや行事の情報を広報紙・各ホームページ・読書に関するパンフレット等を通じて積極的に発信します。		図書館 生涯学習振興課 子育て支援課

【継続】

No. 42	具体的な取組	子ども読書活動推進のための講座等の実施
具体的な取組の概要		推進部署
図書館をはじめ、公民館、地域、学校等が連携し、子どもの読書活動推進のための講座等の実施に努めます。		図書館 公民館 学校

資 料 編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2 発達段階ごとの特徴

時期	特徴
幼稚園・保育所等の時期 (おおむね 6 歳頃まで)	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。更に様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
小学生の時期 (おおむね 6 歳から 12 歳まで)	小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
中学生の時期 (おおむね 12 歳から 15 歳まで)	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
高校生の時期 (おおむね 15 歳から 18 歳まで)	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(「子どもの読書活動の推進に関する有識者会議論点まとめ」平成30年3月より)

(仮称)第4次八千代市子ども読書活動推進計画(素案)

発 行 令和7年 月

八千代市教育委員会 中央図書館

〒276-0028 千葉県八千代市村上 2510

TEL 047-487-3130 FAX 047-456-8665